

「專利審査指南改正草案（再意見募集稿）」に関する意見

該当箇所	修正提案	修正理由
第一部分 第一章 第 6.7.2.3 節 発明者の 変更	<p>(2)について、 <u>「(3)-(2)発明者について記入漏れ又は誤記があったために変更請求を提出する場合、受理通知書を受け取った日から起算して1ヶ月以内に提出するとともに、出願人全員（又は専利権者）と変更前後の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならない、その中で変更の原因を明示し、かつ専利法実施細則第14条の規定に従って変更後の発明者が本発明創造の実体的特徴に対して創造的な貢献をしている全員であることが確認されている旨を声明しなければならない。」</u> と修正されているが、</p> <p>(A) (2)から(3)への項番の変更は不要と考える。 また、 (B) 発明者の変更請求の提出について、「<u>受理通知書を受け取った日から起算して1ヶ月以内に提出</u>」と提出期間が追加されたが、提出期間の追加に反対する。発明者の変更請求の提出期間を定めた上記追加については削除を要望する。</p>	<p>(A) (2)を削除して(3)に変更しているが、(2)が新たに追加されていないことから、誤記であると考えられる。</p> <p>(B) 現行の審査指南は、発明者の変更請求の提出期間について設定はないが、改正草案にて「受理通知書を受け取った日から起算して1ヶ月以内」との提出期間が設定された。</p> <p>発明者の変更は、発明者の誤りを認識した場合や発明者の誤記に気付いた場合に必要となるが、これらは受理通知書の受領後1ヶ月後にも発生し得ることである。改正草案では、期間後に発明者の変更が必要となっても変更請求不可となる。発明者変更が適切にできない場合、発明者への報奨にも影響が生じ、出願人にとって問題となり得る。従って、発明者の変更請求書の提出を受理通知書の受理から1ヶ月以内とする期間の追加は、実態に適合しておらず、合理的でない。</p> <p>さらに、日本、米国、欧州では以下の通り、発明者を変更可能な期間は改正草案のような限定的な期間ではない。発明者を変更できる期間は、他の主要国との国際調和を優先して定めるべきである。 日本：JPOに係属中は補正可能(特許法第17条) 米国：USPTOに係属中は補正可能(特許法第116条)、特許証発行後でも訂正可能(特許法第256条) 欧州：EPOに係属中または登録後でも更生可能(施行規則21)。</p> <p>よって、以上の理由に基づき、「受理通知書を受け取った日から起算して1ヶ月以内に提出」については削除すべきである。</p>

<p>第一部分 第三章 第 7.4 節 意匠専利 権を付与 しない場 合</p>	<p>今回追加された下記記載の削除を要望する。</p> <p>「(10) 製品における相対的に独立した領域又は完全な設計ユニットとして成立しない部分意匠。例えば、コップの取っ手の 1 本の転換線、任意で切り取るメガネのレンズの不規則な部分。」</p>	<p>意匠専利権を付与しない場合に該当する例として (10) が例示されている。</p> <p>しかし、新規な創作が、相対的に独立した領域又は完全な設計ユニットの単位で必ずしも行われていない実態がある。従って、創作を保護するために、創作し保護したい部分を出願人が定めることが適当だと考える。</p> <p>また、相対的に独立した領域又は完全な設計ユニットの単位ではない創作が、製品の誤認混同の防止に寄与するケースもあり、その観点からしても (10) に例示の創作は保護が必要である。加えて、(10) の例示に対して権利付与されないと、正規品の分割可能な単位よりさらに細かく分割した単位で模倣品が流通された場合に、正規品の意匠専利権が及ばない可能性があると考えられる。</p> <p>さらに、日本、米国、欧州など主要国にこのような規定はないため、当該規定は国際調和の観点からも適切ではない。</p> <p>よって、以上の理由に基づき、当該規定は削除すべきである。</p>
<p>第一部分 第三章 第 7.4 節 意匠専利 権を付与 しない場 合</p>	<p>今回追加された下記記載の削除を要望する。</p> <p>「(11) 専利保護を求める部分意匠が、製品の表面の図案又は図案と色彩とを結合した設計のみである場合。例えば、バイクの表面の図案。」</p>	<p>意匠専利権を付与しない場合に該当する例として (11) が例示されている。新規な創作部分が製品のラベルやパッケージの図案である場合もあるため、そうした部分の創作も尊重されるべきである。さらには、そうした部分の創作が製品の誤認混同の防止に寄与するケースもあるため、その観点からも保護が必要である。</p> <p>さらに、日本、米国、欧州など主要国にこのような規定はないため、当該規定は国際調和の観点からも適切ではない。</p> <p>よって、以上の理由に基づき、当該規定は削除すべきである。</p>
<p>第五部分 第七章 第 8.3 節 遅延審査</p>	<p>「出願人は、発明専利及び意匠の出願について遅延審査請求を提出することができる。</p> <p>発明専利の遅延審査請求は、出願人が実体審査請求を提出すると同時に</p>	<p>審査遅延制度を導入した場合、出願公開制度がない実用新案は、内容が公開されるまでの期間が長くなる。その結果、重複研究や重複投資、それらに伴う無用な権利侵害、重複出願が生じる可能性が高くなり、中国における産業の発展を阻害する事態が懸念される。また、実用新案制度には公開制度がなく、</p>

<p>提出しなければならない。発明専利出願遅延審査請求は、実体審査請求の発効日から効力を生じる。意匠遅延審査請求は、出願人が意匠出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は、遅延審査請求の発効日から起算して1年、2年又は3年とする。</p> <p><u>実用新案専利の遅延審査請求は、出願人が実用新案専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。</u></p> <p><u>遅延期間は遅延審査請求の発効日から起算して1年、2年又は3年とする。</u></p> <p><u>意匠専利の遅延審査請求は、出願人が意匠専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は月単位とし、最長の遅延期間は遅延審査請求の発効日から起算して36ヶ月とする。</u></p> <p>遅延期間が満了した後に、当該専利出願は順序に従って審査待ちとなる。必要に応じて、専利局は審査手続を自ら開始して出願人に通知することができ、出願人が請求した遅延審査の期間は終了する。</p> <p><u>出願人は、遅延期間の満了前において、遅延審査請求の取下げを請求することができる。規定に合致する場合、遅延の期間は終了し、専利出願は順序に従って審査待ちとなる。」</u></p> <p>と修正されているが、実用新案専利における「遅延審査請求」の導入に反対する。</p>	<p>公告のタイミングで公開されるため、審査遅延制度がこのまま導入されると、3年間公開されずに潜伏する“サブマリン実用新案”が発生することになり、この点にも懸念がある。</p>
--	--

	<p>仮に実用新案専利の遅延審査請求を導入するならば、発明専利と同様に、出願から一定期間経過した後にすべての出願について公開する出願公開制度を前提とした規定とするべきである。出願公開制度と遅延審査請求をセットで導入するのであれば反対はしない。</p>	
<p>第五部分 第九章 第2節 専利法第42条第2項に基づく専利権付与期間の補償</p>	<p>下記下線部の追加を提案する。</p> <p>「専利法第42条第2項の規定に基づき、発明専利の出願日から起算して4年が経過し、かつ、実体審査請求日から起算して3年が経過した後、発明専利権が付与された場合、専利局は、専利権者からの請求に応じて、発明専利権の付与過程における不合理な遅延について専利権の期間の補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理な遅延を除く。</p> <p><u>専利権者からの請求があった場合、専利局は補償期間を計算して出願人に通知する。専利局から通知された補償期間について出願人が不服を申し立てた場合、専利局はその不服内容を検討しその検討結果を出願人に通知する。既に通知した補償期間を訂正する必要について専利局が認めた場合、専利局は訂正した補償期間を出願人に通知する。</u></p> <p>同一の出願人が同日に同一の発明創造について実用新案専利と発明専利の両方を出願した場合であって、実用新案専利権が付与された後にさらに発明専利権も付与されたときは、</p>	<p>制度の趣旨を考えると、専利局が補償期間を計算して出願人に通知すべきである。</p> <p>その上で、専利局により通知された補償期間に出願人が納得しない場合は、出願人からの不服申立を認めるようにし、専利局は、出願人の不服内容（出願人により提示された修正補償期間）について検討するようにしていただきたい。</p>

	当該発明専利権付与の期間については、専利法第 42 条第 2 項の規定を適用しない。」	
--	---	--

以上